

基準5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いに関する基準

- 1 規則第5条の5第1項における開口部（以下この基準において「開口部」という。）とは、表5-1のとおりとする。
- 2 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路上に門扉等がある場合は、開放した状態での有効幅員が1m以上あるものとし、施錠装置がある場合は、消防隊の進入に支障がない仕様であると認められる場合に限り、避難上又は消火活動上有効な開口部として取り扱う。◇
- 3 外壁面にバルコニー等がある場合の開口部の取扱いについては、「外壁面にバルコニー等がある場合の開口部の算定について」（昭和50年6月16日消防安第65号）による。ただし、外壁面に設けられた開口部に面する屋上広場、バルコニー、その他これらに類するもの（以下この基準において「屋上」という。）及び屋上に設けられた1.2mを超える手すり壁、柵及び金網（以下この基準において「手すり等」という。）が次の各号に適合する場合は、この限りでない。◇
 - (1) 屋上について、次のアからウに適合するものであること。
 - ア 幅員（建築物の外壁と手すり等の水平距離をいう。）は、原則として1m以上であるもの。
 - イ 避難の用に供することができるもの。
 - ウ 道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面しているもの。
 - (2) 手すり等に容易に開放できる直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部が設けられており、その開口部が次のアからイに適合するものであること。
 - ア 床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内であるもの。
 - イ 開口部は、道又は道に通ずる幅員1m以上の通路その他の空地に面する壁面の長さ10m以内ごとに設けてあるもの。
- 4 シャッター等の水圧開放装置については、「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」（昭和52年12月19日消防予第251号）によること。

表 5-1 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いについて（規則第 5 条の 5 関係）

ガラスの種類・厚さ等		開口部の条件	判 定	
			足場あり	足場なし
普通ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス 低放射ガラス (Low-Eガラス)	厚さ 6 mm 以下	引き違い	○	○
		F I X	○	○
	厚さ 8 mm 以下	引き違い	△	×
		F I X	×	×
線入りガラス 網入りガラス	厚さ 6.8 mm 以下	引き違い	△	△
		F I X	×	×
	厚さ 10 mm 以下	引き違い	△	×
		F I X	×	×
耐熱ガラス 強化ガラス	厚さ 5 mm 以下	引き違い	○	○
		F I X	○	○
合わせガラス	フロート板ガラス 6 mm 以下 +PVB30mil 以下 +フロート板ガラス 6 mm 以下	引き違い	△	△
		F I X	×	×
	網入りガラス 6.8 mm 以下 +PVB30mil 以下 +フロート板ガラス 5 mm 以下	引き違い	△	△
		F I X	×	×
	フロート板ガラス 5 mm 下 +PVB60mil 以下 +フロート板ガラス 5 mm 以下	引き違い	△	×
		F I X	×	×
	網入りガラス 6.8 mm 以下 +VB60mil 以下 +フロート板ガラス 6 mm 以下	引き違い	△	×
		F I X	×	×
	フロート板ガラス 3 mm 以下 +PVB60mil 以下 +型板ガラス 4 mm 以下	引き違い	△	×
		F I X	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表により全体を判定する。 (線・網入りガラス 6.8 mm を超えるもの及び合わせガラスを使用したものを除く)			

ガラス以外の窓	ポリカーボネート		×	×
	アクリル		×	×
二重サッシ	外側の建具は「はめ殺しでないガラス窓」の取扱いにおいて可のガラスで、内側の建具にはロック機能がないもの。			
シャッター	軽量シャッター (手動開放式)	屋内より手動で開放でき、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの。	内外共に開放した時の最小部分とする。	
	その他のシャッター (オーバースライダーを含む。)	屋内外から手動により開放できるもの。	○	
		電動式のもので屋内外より開放できるもの。 (非常電源付のものに限る。)	○	
		屋内からは手動により、屋外からは水圧等によって開放できるもの。	○	
扉	鉄製 (アルミ製のものを含む。)		×	
	木製	容易に破壊できるもの。	○	
	ガラス製	ガラス窓の取扱いに準ずる。	○	

- ・足場とは、外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの。
- ・引き違いとは、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの。

<凡例>

- : 有効開口部として取扱う(当該ガラスの全面で算定する)
- △ : ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸の場合概ね1/2の面積で算定する)
- × : 有効開口部として取り扱い不可

備考 1 合わせガラス(防犯ガラスを含む。)のPVB(ポリビニルブチラール)とは、ガラスとガラスの間に挟み込む中間膜の一種で、膜厚を換算すると30milは0.76mm、60milは1.52mmとなる。

2 窓ガラス用フィルムを貼り付けたガラスについては、個別に判断する。